ミートツーリズム
市内観光地等周遊加算

＜旅行会社マニュアル＞

meat
meet
meat tourism

ミートツーリズム推進委員会事務局

【お問合せ】ミートツーリズム推進委員会事務局
〒885-8555都城市姫城町６街区21号
（都城市役所みやこんじょPR課内）
℡：0986-23-2615（平日8：30～17：15）
Mail：kanko@city.miyakonojo.miyazaki.jp

■事業概要（団体ツアー向け）

【前提】ミートツーリズムツアー造成補助金をご利用いただくこと。

【概要】バスツアー等で、市の指定する施設に２か所立ち寄り、市の指定するお買い物クーポンを発行した場合や、酒蔵ツーリズム等をツアーに組み込んだ場合に補助額を加算します。

◇加算の条件（①or②どちらかを満たせばよい、併用不可）

①　市の指定する施設２か所に立ち寄り、どちらか一方の施設で市の指定する2,000円分のお買い物クーポンを発行した場合

＜市の指定する施設＞

施設名	住所	電話番号
道の駅都城NiQLL（ニクル）※1	都城市都北町5225-1	0986-38-5529
道の駅山之口	都城市山之口町山之口2304-6	0986-57-5222
都城島津邸※2	都城市早鈴町18-5	0986-23-2116
焼酎の里 霧島ファクトリーガーデン※3	都城市志比田町5480	0986-21-8111
高千穂牧場	都城市吉之元町5265-103	0986-33-2102
関之尾公園※4	都城市関之尾町6615番地2	0986-57-8881

※1　道の駅都城内の「フルーツカフェBontino」「芋カフェOimo.」「レストランKichen Granma」では使用できません
※2　都城島津邸内の「Café　MIYABI　都城島津店」では使用できません
※3　霧島ファクトリーガーデン内の「霧島ファクトリーガーデンレストラン」「霧の蔵ベーカリー」では使用できません
※4　関之尾公園内の「スノーピーク都城　ストア」でのみ使用できます。

②　観光協会で販売している酒蔵ツーリズム、若しくは道の駅都城で販売している燻製教室をツアーに組み込んだ場合　※体験日の14日前までの受付となります。

体験メニュー	所要時間	金額（税込）	住所	問合せ先
【柳田酒造】焼酎飲み方講座等	2時間	3,700円	都城市早鈴町14街区4号	都城観光協会 0986-38-2460
【大浦酒造】酒造り体験等	2時間	5,000円	都城市乙房町4113-1	都城観光協会 0986-38-2460
【道の駅都城】手作りウインナー作り体験	2時間	3,000円	都城市都北町5225-1	道の駅都城0986-38-5529

◇補助金額

ツアー造成補助金を1人あたり２，０００円加算

◇開始時期

令和５年１０月1日都城市宿泊分より

①市の指定する観光地２か所周遊する場合

Step 1
事前準備

・事前確認書提出の際に、ツアー行程に市の指定する観光地２か所をいれる。このとき、どちらの施設でクーポンを利用するかを明記する。
・募集広告にクーポン付きの旨をうたう。【※１】なお、クーポンを利用できる施設名を広告内に明記すること。
・旅行実施前に、「都城市お買い物クーポン」に利用する施設名等の必要事項を記入して人数分印刷し、押印する。
・旅行実施前に、必要事項を記入した「観光地等滞在証明書」（様式11号）と「都城市お買い物クーポン利用証明書」（様式13号）を印刷する。印刷した各証明書は、ツアー実施時に持参する。

Step 2
旅行実施
（ツアー当日）

・出発前に事前連絡を行った上で、観光地２か所を周遊する。
・クーポンを使用する観光地で「都城市お買い物クーポン利用証明書」を施設に提出し、お客様に「都城市お買い物クーポン」を使用してもらう。【※２】
・クーポンを使用しない観光地で「観光地等滞在証明書」を提出し、当日に施設から証明をもらう。【※３】

Step 3
旅行終了後

・後日、「都城市お買い物クーポン」を使用した施設と清算を行い、その際、ツアー当日に施設へ提出した「都城市お買い物クーポン利用証明書」に証明をもらう。【※３】
・市への実績報告書等提出の際に、「観光地等滞在証明書」、「都城市お買い物クーポン利用証明書」を添付することで、補助金額が増額される。

※１　既に事前確認書提出済みの旅行について、行程を変更する場合は、変更後の内容を反映した事前確認書と行程表を再度メールで送付ください。

※２　クーポンの有効期限は旅行の期間限りで、おつりは出ません。

※３　「観光地等滞在証明書」はツアー当日、「都城市お買い物クーポン利用証明書」は清算時に必ず証明をもらってください。

②観光協会で販売している酒蔵ツーリズム、若しくは道の駅都城で販売している燻製教室をツアーに組み込んだ場合

Step 1
事前準備

- 各施設に酒蔵ツーリズム（都城観光協会）や燻製教室（道の駅都城）の予約をする。
- 事前確認書提出の際に、ツアー行程に酒蔵ツーリズムや燻製教室を入れる。【※１】

Step2
旅行実施

- 酒蔵ツーリズムや燻製教室を体験する。

Step 3
旅行終了後

- 施設と清算を行い（酒蔵ツーリズムは都城観光協会、燻製教室は道の駅都城）、その際、「体験メニュー利用証明書」（様式12号）を発行してもらう。
- 市への実績報告書等提出の際に、「体験メニュー利用証明書」を添付することで、補助金額が増額される。

※１　既に事前確認書提出済みの旅行について、行程を変更する場合は、行程を変更する場合は、変更後の内容を反映した事前確認書と行程表を再度メールで送付ください。

■ FAQ

Q1
「お買い物クーポン」を使用しない人がいた場合はどうなりますか。
A1
クーポンを利用した施設では、クーポンを利用した人数分の「都城市お買い物クーポン利用証明書」を発行してもらってください。補助金を市に申請する場合も、2,000円の加算金額は、クーポンを使用しなかった人の分は除いてください。「宿泊・飲食証明書」に記載の人数より「お買い物クーポン利用証明」の人数が少ないことは問題ありません。

Q2
お買い物クーポンの金額を1,000円にして、周遊した２ヶ所で使用することはできますか。
A2
お買い物クーポンの金額は2,000円で、使用は１ヶ所で統一くださるようお願いします。また、2,000円未満での利用額につきましてはお釣りは出ません。

Q3
酒蔵ツーリズムの予約や清算は直接酒造会社と行うのですか。
Ａ3
予約及び清算、体験メニュー利用証明書の発行は都城観光協会で行います。観光協会にお問い合わせください。（℡：0986-38-2460）

Q4
「観光地等滞在証明書」はお買い物クーポンを発行した施設でも押印等もらう必要がありますか。
A4
必要ありません。お買い物クーポンを発行しなかった施設でのみ押印等をもらってください。

Q5
受注型企画旅行は対象となりますか。
A5
対象となります。但しお客様へお渡しする行程表に「利用施設の明記」が必要となります。

Q6
MTの補助金の条件に周遊加算は必須ですか？任意ですか
A6
任意となります。

Q7
立寄り施設への事前連絡は必要ですか
A7
必要です。催行前に施設に連絡ください。